

# 【知財推進計画項目番号31】

平成31年3月

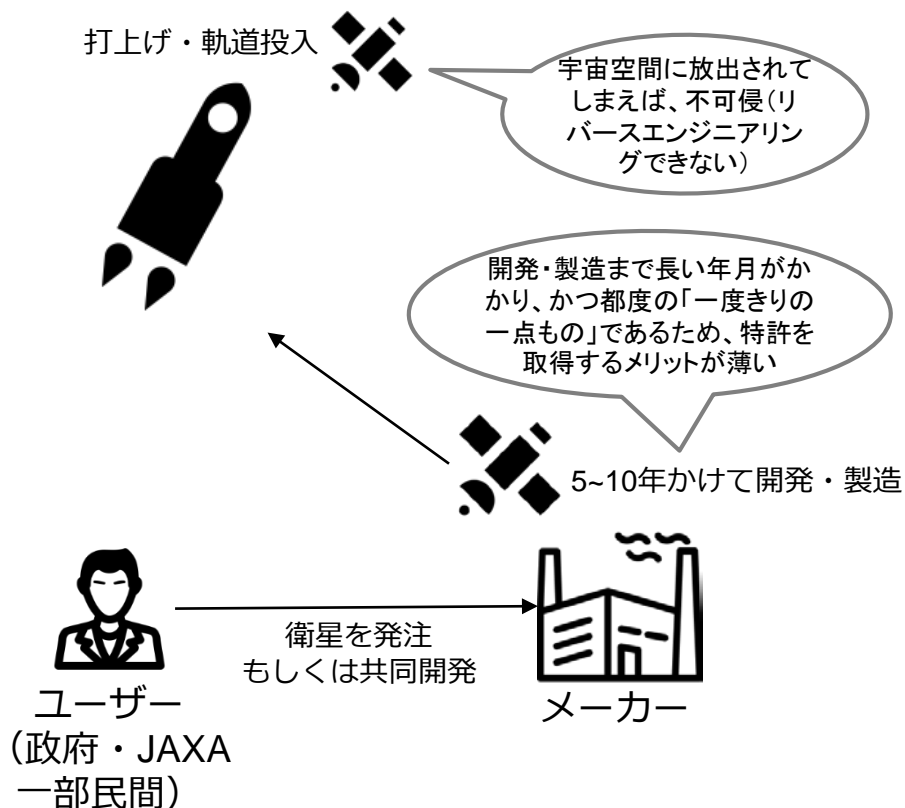
内閣府宇宙開発戦略推進事務局

経済産業省

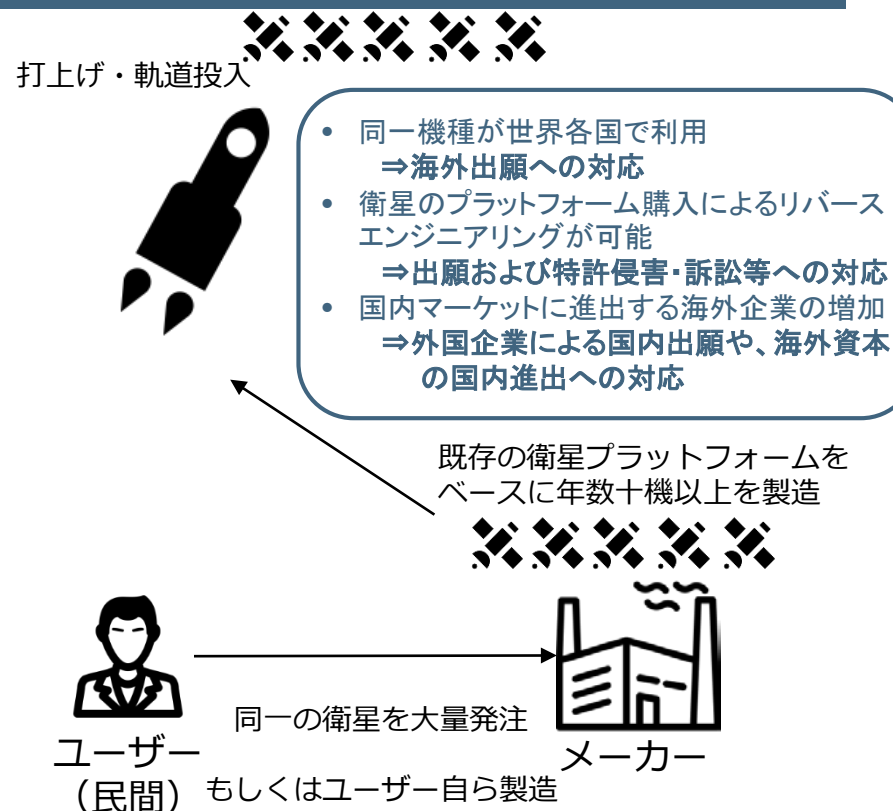
# 宇宙分野における知財戦略の検討の背景

- 官需中心で「一回限り」であるがゆえに大量製品の必要がなかったロケット・衛星部品においても、民間市場の拡大により、知財戦略の重要性が増しているのではないか
- 海外の宇宙関連企業の日本市場参入等が加速しており、日本国内に対しても外国企業による特許出願等が増えていくことが予想されている

## これまでの宇宙産業（一度きりの一点もの生産）



## 今後の宇宙産業（コモディティ製品の大量生産）



# 宇宙分野の知財戦略策定のための調査結果の概要

- 官需中心であったことから、業界全体として近年の特許出願件数は低調。中小・ベンチャーを中心に、（知財の重要性は認識しているものの）知識・リソース不足で対応できていない
- 国内外において、海外の宇宙関連企業によりロケットの打ち上げ方や惑星探査等の概念特許が出願・取得されている
- 国プロの成果の知財を活用しやすい環境を整備する等、国プロの知財戦略も重要

こうした背景を踏まえ、**我が国の宇宙分野の特許戦略の方向性を検討した**

## 検討テーマ

1. 宇宙空間等における特許制度や日本版バイ・ドール制度の運用の調査
2. 日本に出願・登録されている重要特許の分析
3. 国プロにおける知財の支援・活用の在り方
4. 我が国の宇宙分野の知財戦略案

## スケジュール

- 2018年9月 調査事業立ち上げ  
(委託先：野村総合研究所)
- 2018年12月 検討会（以後、全3回）
- 2019年3月 とりまとめ  
中小・ベンチャー向け調査概要の作成
- 2019年度 我が国の宇宙知財戦略の策定

## 検討メンバー

- ・委員  
中須賀 真一 東京大学工学系研究科 航空宇宙工学専攻 教授  
岩本 裕之 宇宙航空研究開発機構 新事業促進長  
岡島 礼奈 株式会社ALE 代表取締役  
小山 浩 三菱電機株式会社 電子システム事業本部 役員技監  
鮫島 正洋 弁護士法人内田・鮫島法律事務所 弁護士  
高倉 成男 明治大学 法科大学院 法務研究科長・教授  
永石 哲也 産業技術総合研究所 知的財産・標準化推進部長
- ・事務局  
特許庁  
経済産業省産業技術環境局総務課成果普及・連携推進室  
経済産業省製造産業局宇宙室  
内閣府宇宙開発戦略推進事務局  
野村総合研究所
- ・オブザーバー  
内閣衛星情報センター・文部科学省・防衛装備庁

# (知財戦略の例 1) 各国の法制度の違いに対する理解促進

- 国・地域によっては、当該国の管轄権や管理権の下にある宇宙物体での行為について、当該国の特許法や産業財産権や著作権が有効であると明記されている
- 現状我が国では下記の米国等のように宇宙物体や宇宙空間での行為に対する知財権の規定は存在しない
- しかし今後宇宙産業のフィールドは、地上の宇宙産業やISS内の活動だけでなく、民間による宇宙ステーションの整備、LOP-G（月軌道プラットフォームゲートウェイ）等の深宇宙における拠点形成等が活発化してくると考えられる
- そのため各国の法制度を十分に理解し各国の出願状況の確認等を行っていく必要が有る

## ■ 国際宇宙基地協力協定(抜粋)

- 各参加主体は、登録条約第2条の規定に従い、付属書に掲げる飛行要素であって自己が提供するものを宇宙物体として登録する。欧州参加主体は当該参加主体の名において、かつ、当該参加主体のために行動するESAに対し、登録の責任を委任している。
- 知的所有権に係る法律の適用上、宇宙基地の飛行要素上において行われる活動は、当該要素の登録を行った参加国の領域においてのみ行われたものとみなす。
- ただし、ESAが登録した要素については、いかなる欧州参加国も、当該活動が自国の領域内で行われたものとみなすことができる。参加国又はその協力機関若しくは関係者による他の参加主体の宇宙基地の飛行要素上における活動への参加は、それ自体では、本項に規定する当該活動に対する管轄権を変更し又はこれに影響を及ぼさないことが確認される。

## ■ 米国特許法第105条(抜粋)

- 合衆国の管轄又は管理の下に、宇宙空間において、宇宙物体又はその構成要素に関して行われ、使用され又は販売されたすべての発明は、本法の適用上、合衆国内において行われ使用され又は販売されたものとみなされる。

## ■ ドイツIGA施行法(抜粋)

- ESAによって登録された要素の内部及び同要素上で実施される活動は、産業財産権と著作権の分野に関しては、本法の適用範囲で行われたものとみなす。

## (知財戦略の例 2) 打ち上げ国での特許侵害リスクの注意喚起

- 国内で製造した衛星等を打ち上げのためだけに海外に持ち込んだ場合でも、打ち上げ国で当該製品に関する特許が出願されていると、持ち込んだ時点で特許侵害となり得るため、打ち上げ国での出願状況を確認する等の対応が必要
- 科学探査目的の国プロや政府の公共事業でも、特許侵害になるリスクがあることから、国、国研、大学主導で実施している宇宙活動についても注意が必要

- ✓ 打ち上げ国で事業の実施(製造等)を行っていない場合でも注意が必要
- ✓ 論文において我が国の宇宙活動をオープンにした際に、当該宇宙活動が特許侵害していると明らかになる場合がある
- ✓ 現時点で日本企業が打ち上げを行う可能性のある国は、アメリカ、ロシア、フランス、インドに限られるため、これらの国での出願状況を確認することが重要
- ✓ ただし今後はニュージーランド、イギリス等で小型ロケットの打ち上げが活発化する可能性もあるため、状況に応じて出願状況を確認する必要がある

